

# 大田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年6月  
大田市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大田市においては、平坦地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では、農業者の高齢化や担い手不足、農作物への鳥獣被害が深刻化してきており、耕作放棄地が増加していることから、その発生防止・解消、担い手の確保・育成について、重点的に取り組む必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和6年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)※遊休農地含む	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	2,733 ha	303 ha	11.09 %
目 標 (令和6年4月)	2,733 ha	258 ha	9.44 %

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

① 遊休農地の早期発見、発生防止について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査を適切に実施し、遊休農地を早期に発見する。また、日頃からの農家との交流等により遊休農地の発生防止に努める。

② 利用意向調査について

遊休農地の所有者等に対し、農地の利用意向調査を実施し、今後の農地利用の意向を把握する。

利用意向調査の結果により、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消を図れるよう支援する。

③ 非農地判断について

利用状況調査において、非農地と判定された土地については、精査の上、非農地と判断したものは、非農地通知を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A) ※遊休農地含まず。	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	2,430ha	689 ha	28.35 %
目 標 (令和6年4月)	2,475ha	722 ha	29.17 %

(参考) 担い手の育成・確保に関する目標

	認定農業者	認定新規 就農者	集落営農法人
現 状 (令和3年4月)	79経営体	10経営体	8団体
目 標 (令和6年4月)	90経営体	10経営体	11団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の実質化・検証に向けての取り組み

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、「人・農地プラン」の実質化とその検証に向けた取り組みに参画する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みを進め、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

### ③農地の利用調整、集落営農の組織化・法人化、新規参入の推進について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整を推進する。

また、中山間地域等の農地の耕作条件が悪く、担い手が少ない又は担い手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、市長部局担当課と連携し、地域に応じた取り組みを推進する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年4月)	7人 ( 6.8ha)	2法人 ( 4.4ha)
目 標 (令和6年4月)	10人 ( 9.0ha)	3法人 ( 6.4ha)

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ①関係機関との連携について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

#### ②指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

#### ③新規参入者へのフォローアップについて

新規参入者の、円滑な参入を図るため、周辺地域の農業者等との連絡調整等、フォローアップに努めるなど継続的な支援を行う。